

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	湯浅町
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&amp;anchor_link=page9#page9">http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&amp;anchor_link=page9#page9</a>

執行機関名 湯浅町長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	改良住宅(住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づき設置されたものを除く)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湯浅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) 別表第1 第5の項 改良住宅(住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づき設置されたものを除く)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第1条	湯浅町改良住宅設置及び管理条例(平成17年条例第14号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法施行例(昭和35年政令第128号。以下「令」という。)並びに小集落地区等改良事業制度要綱(昭和57年4月5日付け建設省住整発第26号。以下「要綱」という。)に基づく改良住宅並びに小集落改良住宅の設置及び管理について法及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		湯浅町改良住宅設置及び管理条例(平成17年条例第14号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 28 条 項 1 号	湯浅町改良住宅設置及び管理条例(平成17年条例第14号)第5条
②事務の内容	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	改良住宅の家賃の決定等についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 28 条 項 1 号 ホ	湯浅町改良住宅設置及び管理条例(平成17年条例第14号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	改良住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	湯浅町改良住宅設置及び管理条例第4条に掲げる入居者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 28 条 項 1 号 ニ	湯浅町改良住宅設置及び管理条例(平成17年条例第14号)第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	改良住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	湯浅町改良住宅設置及び管理条例第4条に掲げる入居者に係る市町村民税関係情報